

基本構想推進区民協議会委員事前質問及び回答一覧

1 「福祉・健康」分野

《質問順》

分野	質問者	No.	質問	回答
高齢者福祉	富田委員	1	指標① 介護予防の推進 「課題」に「高齢者ニーズや効果を検証していく必要がある」とあります。現在どのような答えを用意していますか。それともこれから検討ですか？	高齢者ニーズについては、参加者アンケートや高齢者等実態調査により把握していきます。 介護予防事業の効果については、高齢者研究の専門機関による二次予防事業評価事業や、参加者の事業参加前後の主観的健康観による評価から検証を行っていきます。
		2	指標③地域密着型サービスを提供する施設の整備 23年度の説明で「場所の提供がありませんでした」との説明でした。どのような努力をされたのか、知りたく思います。	地域密着型サービスの施設整備は、地域バランス等を考慮し、地域ごとに事業者を公募しています。公募については、区報やホームページ等で広く周知を心がけ、事前に問い合わせのあった事業者には直接連絡を行いました。公募の際は、事業用地の確保も含めてご提案をいただいておりますが、文京区は地価が高く、土地があっても他に活用されることが多いため、応募する事業者が現れにくい状況にあります。今後、公有地の活用も含め施設整備に努めてまいります。
		3	ひとり暮らしの高齢者人数推移を開示願います。	平成7年6,007名、平成12年7,529名、平成17年8,792名、平成22年10,939名で推移しています。
		4	孤独死のニュースが多いです。区内の推移を開示願います。	「孤独死」については明確な定義がなされておらず、正確な把握は難しいところです。なお、都の監察医務院では平成15年から平成19年にかけて、23区の世帯分類別異状死統計調査を行いました。それによると、文京区における65歳以上の単身世帯における異状死は、平成15年29名、平成16年34名、平成17年36名、平成18年46名、平成19年42名という結果でした。
		5	後見人制度の利用状況について開示願います。後見人制度の運用をめぐり、不祥事は発生していませんか？	23年度の区長申立件数は14件で、区長申立に関する不祥事の報告はありません。

分野	質問者	No.	質問	回答
高齢者福祉	小林(博)委員	6	医療連携推進委員の活動内容を教えてください。	医療連携推進員は、区内4か所の高齢者あんしん相談センターに配置しておりますが、病院から在宅に戻る場合など在宅療養に関する相談や、ケアマネジャーへの支援、医療機関と介護事業者の顔の見える関係づくりに取り組んでおります。
		7	今後の方向性に、地域福祉保健計画（高齢者・介護保険事業計画）とありますが、どのようなものでしょうか。特に、介護保険事業計画については、②の【課題】や③の【取組状況・成果】にも記述されていますが、どのようなものでしょうか。	3年ごとに策定する計画で、今回の計画は、H24年度から26年度までのものです。 計画の内容は、 ア. 今後のサービス供給量を推計するとともに、地域包括ケア体制の実現を目指し、地域包括支援センターの機能強化など地域で支えあう仕組みの充実 イ. 地域密着型サービスの整備など在宅サービスの充実 ウ. 介護予防の推進など健康で豊かな暮らしの実現 エ. 新たな特別養護老人ホームの整備など多様な住まい方の支援 オ. 災害時要援護者への支援など災害への対応 といった課題に取り組んでいくものです。 今後これらを着実に取り組み、必要なサービスを過不足なく提供していきます。
		8	公募による認知症対応型グループホームや小規模多機能型居宅介護施設等の整備が、計画通りに進んでいないのはどうしてでしょうか。	地域バランス等を考慮し、事業者を公募しておりますが、文京区は地価が高く、土地があっても他に活用される方が多いため、応募する事業者が現れにくい状況にあります。今後、公有地の活用も含め施設整備に努めてまいります。
		9	介護予防については、課題の項に「高齢者ニーズや効果の検証」と書かれていますが、参加した高齢者自身の意見や感想を聞いたり、体操をした方々のその後の健康状態（例えば医療費が減ったというようなことも含め）を調べたりということはしているのでしょうか。	介護予防教室参加者については、教室初回と最終回に体力測定を実施し、教室参加効果を検証しています。また事前事後にアンケートをとり、高齢者の意見・感想を事業に反映させています。参加者のその後の健康状態は、二次予防事業については、教室終了1年後に口腔機能と筋力向上のフォロー講座を1回実施し、教室内容の振り返りをするとともに、介護予防運動の継続を促しています。一次予防事業については、介護予防運動継続の機会として、文の京介護予防体操地域会場を紹介し、運動の継続を促しています。

分野	質問者	No.	質問	回答
高齢者福祉	小林(博)委員	10	介護保険サービスについては、目標値はどのような数値なのでしょう。介護保険の対象になるべき高齢者という意味でしょうか。あるいはそのうちの何%ということでしょうか。それによって、実績の評価も変わると思うのですが。	高齢者のうち介護保険サービスを利用する人数の推計値です。過去の実績等を踏まえて、H23年度は高齢者の14.8%が介護保険サービスを利用すると見込んでいましたが、実績は14.6%の利用となりました。今後もサービスが必要な方に対し、スムーズにサービスを提供していきます。
		11	施設整備が進まない最大の要因はこの評価表を読んだだけでは分からないのですが、何が最大のネックなのでしょう。土地の問題、予算など。	地域バランス等を考慮し、事業者を公募しておりますが、文京区は地価が高く、土地があっても他に活用されることが多いため、応募する事業者が現れにくい状況にあります。今後、公有地の活用も含め施設整備に努めてまいります。
		12	シルバー人材センター会員数は分かるのですが、実際に就労機会を得ることができた方々はどのくらいいるのでしょうか。会員数もさることながら、就労機会をどれだけ与えられるかが重要ではないのでしょうか。	就業率は、7割台を推移しており、シルバー人材センターでは、さらに就業機会を拡大するため、仕事の開拓に努めているところです。
	上野委員	13	①について 文の京介予防体操は、とても良い取り組みだと思います。もっと脳を使う講習の開催やお年寄りの方の活躍の場を作ってあげてください。(孤独も痴呆症などに良くないと思います) 子供達との折り紙教室や郷土料理作りなどの簡単単純な集まりでも核家族の若い家族は喜ぶと思います。	認知症予防教室として、区民ボランティアがサポーターとなり、簡単な読み書き・計算を行う「脳の健康教室」や、有酸素運動と脳トレを組み合わせたウォーキング教室や脳力アップ教室等の「複合型介護予防教室」を実施しています。また、高齢者の社会参加の場として、文の京介護予防体操推進リーダーに、地域会場の運営に携わっていただく外、出前講座等での介護予防体操の披露や、介護予防教室での受付等のお手伝いをお願いしています。
		14	④について 子育てや①の折り紙教室、お話教室(夏目漱石や森鷗外の本の読み聞かせ)、料理教室などの需要をどんどん掘り起こしてください。どんな事でもビジネスになり、みんなが幸せになります。お願いいたします。	④について 様々な形で地域貢献していただける能力をお持ちの高齢者が少なくないと認識しており、社会参加の促進に取り組んでおります。内容によってはコミュニティビジネスとして成立する可能性もあり、関係各課と連携して進めてまいりたいと考えております。

分野	質問者	No.	質問	回答
障害者福祉	富田委員	15	区内の障害者の人数推移を開示下さい。	文京区の障害者・児数は、平成24年4月1日現在、身体障害者手帳所持者が4,579人、愛の手帳所持者（知的障害者）が777人、精神障害者保健福祉手帳所持者が788人となっています。3年前の平成21年と比較すると、身体障害者手帳所持者は4.6%増、愛の手帳所持者（知的障害者）は9.4%増、精神障害者保健福祉手帳所持者は34.9%増と、いずれも年々増加しています。
		16	「就労支援」の目標と実績人数は、単に就労支援した人数ですか、それとも実際に就労につながった人数ですか？就労につながった人数であれば、「就労実現」目標へ名称変更を検討ください。	「就労支援」は、就職することがゴールではなく、長く働き続けられることを目的としています。そのため、実施計画の「指標」では、障害者就労支援センターの支援を受けて就職し、かつ就労を継続している人数をあげています（離職者数は減少しています）。 よって、「就労実現」目標への名称変更は考えておりません。就労を継続している人が着実に増加することが、就労支援の成果が現れている指標となることを、ご理解いただきますようお願いいたします。
		17	ハローワークとはどのような連携をとっていますか？連携している場合、どちらの貢献度が高いのでしょうか？	障害者雇用連絡会議等での情報共有をはじめ、新規の求人情報や非公開求人情報などの連絡を受けることや、個別ケースにおいても本人を交えた支援会議を合同で行うこと、雇用指導部門に障害者を紹介して、本人の希望・障害特性を踏まえた求人企業へのアプローチを行うなどの就職支援を行っています。 貢献度は一概に比較できるものではなく、それぞれに役割分担があり（ハローワークは職業紹介等での企業との接点となり、就労支援センターは当事者のサポートが中心）、両者がうまく連携していくことで就労支援の効果が上がるものと考えています。
	小林(博)委員	18	グループホーム・ケアホーム整備の3年間の事業量は、定員18人となっていますが、23年度の実績値は39人で16人増に留まり、2人不足しています。その理由は、なんですか。	計画策定において、知的・身体障害者グループホームで6名定員を想定していたものが実績で5名、精神障害者グループホームで6名定員を想定していたものが実績で5名となったため、2名の差が生じました。

分野	質問者	No.	質問	回答
障害者福祉	小西委員	19	<p>まちがった認識かもしれませんが、就労支援の場合、知的、精神的に比べて、身体障害者への支援が弱いような気がします。合理的配慮にのっとして、職場環境や通勤手段の配慮をすることにより、さらに障害者雇用が拡大すると思います。身体・知的・精神の三障害について、サービス利用者、就労継続者の内訳を教えてくださいとともに、取り組みについて教えていただければ幸いです。</p>	<p>ご指摘のとおりサービス利用登録者の障害別で見ると、身体障害：46人、知的障害：91人、精神障害：105人、その他1人となり、身体障害者の比率は18.9%であり、高くはありません。新規就労者の就労継続者数においても、身体障害：13人、知的障害：22人、精神障害：36人、その他1人であり、身体障害者の比率は18.0%となっています。</p> <p>このことは、身体障害者の場合、その障害部位により、ご自身で行うことが可能な事柄について支援を必要としない面が多かったためと考えられます。</p> <p>今後も就労支援が必要な障害者に対して、関係機関との連携のもと、適切な支援を行ってまいります。</p>

分野	質問者	No.	質問	回答
障害者福祉	小西委員	20	<p>次にグループホーム・ケアホームの整備ですが、順調に推移しているとのことですが、私ども身体障害者にとって区内に重度身体障害者のグループ・ケアホームができることは悲願でもあります。しかしながら、ようやく実現できると喜んだ小石川の施設建設にあたっては、残念ながら反対運動が起きています。</p> <p>「だれでもがお互いに人格と個性を尊重し、支え合うまち」という基本構想の将来像実現のためにも、差別のない社会実現に向けて合理的配慮の考え方の区民全体への啓発普及に更なる努力をして障害の有無や老若男女の区別なく誰もが暮らしやすい街づくりをしていただきたいと思えます。また、無知から起こる偏見をなくすためにも、障害の有無に関係なく共に学ぶことのできる統合教育を実現し、子供の頃から相互理解を深めてもらいたいと思えます。区として具体的な取り組みがあれば教えていただきたいと思えます。</p>	<p>小石川四丁目都有地障害者施設整備計画につきましては、一部の近隣住民の方々から建設反対の意見が出され、これまで説明会を6回開催しております。その後、事業者と共に個別説明の場を設けています。その中で障害に対する正しい知識を広め、理解の促進を図る必要があることを改めて認識したところです。なお、地域の障害福祉施設職員を中心とした実行委員会が発足しており、実行委員会主催、区共催による「地域支援フォーラム」として、共生社会推進のための講演会等を現在開催しているところです。今後とも、社会的な障壁や理解不足を解消していく取組を進めるとともに、合理的配慮の理念の普及に取り組んでまいります。</p> <p>また、各学校では、人権教育の一環として、障害のある人への理解を教育活動に位置づけて行われています。総合的な学習の時間等での車椅子体験やアイマスク体験等を通し、障害のある人の立場を理解し、共に生きることの大切さを指導しています。</p> <p>平成20年に改訂された学習指導要領では、障害のある子どもと障害のない子どもが活動を共にする機会いわゆる「交流及び共同学習」を積極的に設けるよう示されています。</p> <p>現在、教育委員会でもこの「交流及び共同学習」を推進していくために、平成23年度から重点事業として、固定制特別支援学級設置校（以下「設置校」）全校に区の予算で「交流及び共同学習支援員」を配置し、各校の取組をサポートしています。どの設置校も児童生徒の実態に応じて、様々な工夫の下に進められてきています。</p> <p>今後、どの設置校でも、共通の考え方や認識のもと、「交流及び共同学習」が効果的に行われるよう現在、「交流及び共同学習ガイドライン（素案）」を策定し、来年度試行・検証を行い、平成26年度から本格実施が行われるよう準備を進めております。</p>

分野	質問者	No.	質問	回答								
障害者福祉	上野委員	21	①②について 障害のある方に対して支援していらっしゃると思います が、働いている方達のケアと支援をお願いいたしま す。子育てと同じで、肉体的にも精神的にも負担が大き いです。自宅で介護されている方もお願いいたします。	①②について（質問が②①の順） ②障害者の就労支援は、就職がゴールではなく、働き続ける ことを目標に支援を行っております。具体的には、直接の相 談および企業訪問等での支援と合わせ、余暇の支援や生活支 援なども引き続き行ってまいります。 ①また、障害者のだれもが住み慣れた地域で自立した社会生 活を送れるよう、個別のニーズとライフステージに応じた サービスが質・量ともに確保されるよう、障害福祉サービ スの充実を図ります。								
		22	③について 誘致できそうな民間企業は、あとどのぐらいありま すか？おしえてください。	③について 現在のところ、グループホーム整備を進めようと区に具体 的な相談をしている法人はありませんが、今後も、整備費補助 や開所費用補助制度の周知を行いつつ、整備の支援を進めて いきたいと考えております。								
生活福祉	富田委員	23	指標①生活保護受給者の自立した生活 この目標と実績の人数は、実際に自立を果たした人数で すか？	就労していなかった人が新たに就労した場合及び既に就労し ていた人が転職等により増収を図った場合の人数です。								
		24	「ハローワークとの連携強化を図った結果」とありま す が、本当に貢献したのは区ですか、ハローワークで すか？	区とハローワークの職員が協働で個々のケースを新規就労・ 増収に繋げたもので、双方が同等の貢献を行っています。								
		25	区内の失業者の推移を開示ください。（できましたら都 内も）	・東京都の完全失業率推移（各年1～3月の平均）は、以下の とおりです。なお、区内失業率は、把握していません。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>21年</th> <th>22年</th> <th>23年</th> <th>24年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>失業率</td> <td>3.9%</td> <td>5.0%</td> <td>4.8%</td> <td>4.4%</td> </tr> </tbody> </table>	年	21年	22年	23年	24年	失業率	3.9%	5.0%
年	21年	22年	23年	24年								
失業率	3.9%	5.0%	4.8%	4.4%								

分野	質問者	No.	質問	回答														
生活福祉	富田委員	26	生活保護不正受給が各地でニュースになっています。文京区はどのような実態把握をされていますか？発覚した件数・推移を開示ください。どのような改善努力がなされていますか？合わせて数値をお持ちでしたら、開示ください。また、区職員関係者で受給者はいませんか？調査されましたか？	不正受給とは、生活保護法第78条によるもので、具体的には、年金や就労による収入があるにもかかわらず、その収入を再三の警告を無視し故意に申告しない、隠ぺいするなどのケースです。主に訪問調査、税務調査、資産調査等で実態把握を行っています。 21年度5件、22年度6件、23年度4件です。改善方法としては、上記実態把握の徹底を図っていることです。中でも特に効果的なものは、毎年全受給者を対象とした税務調査です。23年度は2,070件の調査を行い、不正受給の点検に力を注ぎました。 生活保護申請時に扶養義務者がいた場合、その者に対して確認の書類を提出させ確認しており、現状では区職員の親族に該当者がいる事実は見当たりません。なお、仮にいたとしても、現行制度上は扶養義務の履行を強制することはできません。														
		27	② 路上生活者の自立した暮らし 区内の路上生活者の人数推移を開示ください。（できましたら都内も）	路上生活者（各年8月現在） (人) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年</th> <th>22年</th> <th>23年</th> <th>24年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文京区</td> <td>75</td> <td>68</td> <td>56</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>23区</td> <td>2,499</td> <td>1,901</td> <td>1,583</td> <td>1,246</td> </tr> </tbody> </table>		21年	22年	23年	24年	文京区	75	68	56	31	23区	2,499	1,901	1,583
		21年	22年	23年	24年													
文京区	75	68	56	31														
23区	2,499	1,901	1,583	1,246														
高橋委員	28	基本構想実施計画の「指標」のうち、①生活保護受給者の自立した生活のところで、「実績値」は就労希望者のうちどの程度の割合が就労に成功していることになるか。 また、その割合は全国平均あるいは東京都23区内平均などと比較して、どのような状況か。	①生活保護世帯類型で、主に「傷病・障害者世帯」「高齢者世帯」「母子世帯」以外の「その他世帯」を対象に就労を支援しており、23年度はその割合が受給者全体の約17%となっています。ただし、就労希望者数の把握は行っておりませんので、ご質問にある割合を出すことはできません。また、全国、東京都においても同様の調査は行っていません。															
		29	②路上生活者の自立した暮らしのところで就労自立した人としてあげられている「実績値」はどういう人の数値か。 平成22年1月時点で路上生活者が67名居たとのことだが、その方のうち文京寮に入った方および前年度から入っている方のなかで就労自立に成功した人か？	②23年度の「実績値」とは、路上生活者で22年度又は23年度中に文京寮に入所した者のうち、23年度中に就労自立した人の数です。また、対象者は区内及び他区の路上生活者で、本区福祉事務所の窓口で申請をし、文京寮に入所した人です。														

分野	質問者	No.	質問	回答												
生活福祉	小林(博)委員	30	生活保護受給者のうち自立を目指す人の数は大幅に上昇しましたが、就労までに至った人の数は少ないようです。基本構想実施計画にはありませんが、参考までに、就労までに至った人の数の22年度、23年度の推移を教えてください。	未就労で新たな就労に繋がった人の数は、22年度21人、23年度33人でした。その内、自立をして生活保護廃止に至った人の数は、22年度5人、23年度3人でありました。												
	小林(省)委員	31	被生活保護世帯や路上生活者の数は、ここに書かれた後どのように推移しているのでしょうか。	「基本構想実施計画」記載後の被生活保護世帯や路上生活者数の推移は次のとおりです。 被保護者世帯数 22年度 1,847世帯（前年度比10.7%増） 23年度 2,036世帯（前年度比10.2%増） 路上生活者数推移（人）												
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月</th> <th>22.8</th> <th>23.1</th> <th>23.8</th> <th>24.1</th> <th>24.8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td> <td>68</td> <td>54</td> <td>56</td> <td>38</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table>	年月	22.8	23.1	23.8	24.1	24.8	人数	68	54	56	38	31
				年月	22.8	23.1	23.8	24.1	24.8							
	人数	68	54	56	38	31										
32	生活保護受給者のうち自立を目指す人、というのは、年齢別ではどういうふうになっているのでしょうか。	稼働年齢層である18歳から64歳までの受給者が主体となっています。														
		33	区として、重点を置いて自立を促しているのはどういう人たちなのでしょう。	稼働年齢層にあり、病気や障害等の就労阻害要因の少ない方を対象にしています。												
34	母子家庭を対象にした施策は指標になっていませんが、なぜでしょうか。施策自体はいろいろあるようですが、指標にしにくい要因があるのでしょうか。			それぞれの母子家庭には、住宅、家庭紛争、就労、養育、生活費、医療等様々な課題があり、各々のケースに応じた対応が必要となります。従って、母子家庭全体を捉える指標を設定することは難しいものと考えています。												
小西委員	35	景気低迷により生活保護受給者が過去最高を記録しているそうですが、住み慣れたところで暮らし続けるためには、区内の家賃が高すぎて、生活保護の方が住みづらい環境にあります。物価の地域間格差を是正することが重要と思いますが、文京区では何か対策を講じているのでしょうか。	物価の地域間格差を是正することは、区のレベルでは困難ですが、生活保護費の支給基準については、厚生労働省が生活様式や物価の違いなどによる生活水準の差に対応して全国の市区町村を6区分の級地に分類し、基準額を設定しており、23区は最高額基準の「1級地 - 1」が適用されています。													

分野	質問者	No.	質問	回答
生活福祉	上野委員	36	①について 就労意欲に欠ける方は、生活保護需給に対して条件をつけてみてはいかがですか？アメリカでは、生活保護の方のほとんどが一緒の寮のようなどころに入って監視されながら、教育や支援を受けて自立すると聞いた事があります。日本の制度では、簡単にもらえすぎだとおもいます。	生活保護制度につきましては、国家責任による最低生活保障の原理に基づき、国の制度として運用され、各自治体は国からの法定受託事務として現場の生活保護業務を担当しています。従いまして、区として独自の制度を設けることはできませんが、現在、国は生活保護制度の見直しを検討しているところです。
健康づくり	富田委員	37	「かかりつけ医の定着促進等」とあります。どのように現状を数値で把握していますか。現在の取組内容を開示願います。	健康に関するニーズ調査において把握しています。平成23年度の調査では、かかりつけ医を持つ人は約7割でした。健康診査の結果通知や「かかりつけマップ」を通じて、かかりつけ医を持つことを推奨しています。
		38	指標①および② ガン早期発見受診率は目標自体がずいぶん低いと思いましたが。受診率を大幅に上げるにはどのようにしたら良いと考えていますか？	がん検診の受診率を上げるために、区報、ホームページを通じて広く区民にお知らせしています。特に女性特有のがんについては、受診年度が隔年のため受診対象者全員に受診勧奨用はがきをお送りし、乳がん検診については、毎年ピンクリボンキャンペーンも行ってお知らせしています。また、がん検診の対象初年度の男性全員に対しても受診勧奨用はがきをお送りしています。
		39	現在の基本構想の終わりの年度の受診率目標をどの程度に置いているのですか？	基本構想最終年度の目標はまだ設定されていません。実施計画において、3年ごとに見直しを行います。

分野	質問者	No.	質問	回答
健康づくり	富田委員	40	指標③ 「区民の健康づくりの推進」 これは指標として非常にわかりやすいと思います。数値化するのにいろいろ工夫されたのだと思いました。このようにできるだけ最終目標に近い数値を「指標」にする努力がもっと必要と感じています。これはその数少ない模範となる例だと思っています。 ご説明のあった新しい国の基本計画を、できるだけ早く区の施策に落とし込んでほしいと思います。	国の「21世紀における第二次国民健康づくり運動」（健康日本21（第二次）の指針を受け、現在区では、平成25年度を初年度とする保健医療計画を策定中です。
	高橋委員	41	がんの受診率はどのように算出しているか。会社などの健康保険組合で健康診断を受けている区民はカウントされるか？	区が掌握している受診者は、区内医師会の医療機関を通じてがん検診を受診した区民が計上されます。会社などの健康保険組合で受診された区民は、把握手段がないため受診者として計上されません。なお、受診率の計算では、健康保険組合加入状況を反映した対象人口率が都から示されますので、その数値を区の人口に掛けて受診対象者数としています。
	小林(博)委員	42	禁煙教育を受けた人のうち、禁煙に至った人は何人くらいいましたか。	禁煙教育は、喫煙者・非喫煙者どちらも対象として実施しており、教育を受けた方のその後の状況までは追っていません。参考までに、4か月児健康診査実施時把握している妊娠時の喫煙率は0.3%です。
		43	禁煙教育として小学校5年生に配布したリーフレットの中学生対象のリーフレットを配布しないのでしょうか。早期対応は大変重要ですが、中学生の喫煙も深刻な問題と考えられます。	平成20年度から区立中学3年生に「たばことお酒についてのアンケート」を実施しており、平成23年度からはアンケート結果を基に中学3年生にもリーフレットを配布しています。平成23年度中学3年生のたばこの経験率は5.5%でしたが、喫煙者0を目指しています。

分野	質問者	No.	質問	回答
健康づくり	小林(省)委員	44	なぜ、胃がん検診の受診率が伸びないのでしょうか。	平成24年3月の「健康に関するニーズ調査」では、胃がん検診単独の調査を行っていませんが、がん検診全体で受診しなかった最大の理由が「時間がとれなかった」となっています。従いまして、胃がん検診の受診率が伸びなかった理由も同様に「時間がとれなかった」ことが最大の要因であると考えています。
		45	禁煙教育を受けた人のうち喫煙者はどのくらいいるのでしょうか。喫煙者の受講後のフォローはしているのでしょうか。	禁煙教育は、両親学級など様々な事業の機会を捉え実施しており、全体の喫煙者割合は把握していません。なお、両親学級（24年度4～9月開催分）受講者のうち喫煙者は14%でした。また、教育を受けた方のその後の状況までは追っていませんが、禁煙を希望する方には、専門外来などを紹介しています。
	上野委員	46	③について 検診を土日に集団で出来るようにして、託児などのサービスをしていただければ、受診率は上がると思います。医院の都合ではなく利用者の都合を考えてくださらないと平日は時間の取れない仕事をしている人ほど、体を酷使し、精神もギリギリのところまで踏ん張って、気がついた時には、大病をしています。	③について がん検診及び特定健康診査は土曜日の受診ができる医療機関があります。また、受診率向上のために、検診等の受診期間を長く設定しています。 なお、必要に応じてキッズルーム等の区の託児サービス（有料）がご利用できます。
		47	インフルエンザについて 65歳以上の方と18歳以下の子供には、集団接種をするべきだと思います。 新型インフルエンザなどが流行してしまうと、タイミングが悪いと接種できない可能性がとても高くなり、身内の負担が大きくなり、保険料の負担も大きくなります。	新型インフルエンザについては、全員が免疫のない状況にあるため、今後行動計画を策定する中で、集団接種についても検討していく予定です。 なお、季節性のインフルエンザ予防接種については、集団接種の意義は高くなく、個々人の体調にあわせ、十分な予診を行った上、医療機関で行う現行の接種体制が適当であると考えています。

分野	質問者	No.	質問	回答
健康づくり	八木(哲)委員	48	<p>目標数値設定ですが、国の目標が50%なのに区の目標値が16%、17%、18%……という設定はあまりにも低すぎで、国の目標値50%になるには何十年も後になりますか、良いのでしょうか？</p> <p>低い設定に対して達成しているというのはいかなるものか？</p> <p>また、受診を促している対象は誰で（主婦、パート、派遣社員）その受診率を数値化していることを示すべきでは？</p>	<p>ご指摘の乳がん検診については、検診期間を約1年間と長期化し、さらに40歳から60歳までの偶数歳の女性区民に個別はがきによる受診勧奨を行っています。さらに、平成20年度から実施している国の無料クーポン事業（41、46、51、56、61歳対象）が定着してきたことや10月にピンクリボンキャンペーンを行う等により徐々に受診者が増加してきました。</p> <p>また、乳がん検診受診率は全国平均において31.4%（平成22年度）と目標に達していない中で、文京区の実績を勘案した現実的な受診率を目標値としています。</p> <p>今後も乳がん検診の周知・啓発に努め、受診率の向上を図っていきます。</p>
生活環境衛生	富田委員	49	<p>イベントや講習会の回数・人数を目標にすることは、違和感を感じます。費用対効果を含む検証結果がありましたら、開示願います。</p>	<p>食品衛生に関する講習会は、事業者向け（食品関係登録事業者約8,600施設）と区民向けに分けられます。事業者向けは、食をめぐる最新情報を周知し、事業者の衛生管理の向上を図るものです。</p> <p>また、区民向けは、食に関する様々なリスクを啓発して、食中毒発生などの防止を図るものです。講習会の参加者を増やすことは、食の安全に関する意識を持つ方を増やすことに結び付くと考え、指標としているものです。食の安全を意識する人を指標とするのが適切と考えていますが、定期的な意識調査が困難なため、講習会参加者等を指標としているものです。</p> <p>食の安全に関しては、添加物・残留農薬の問題、肉の生食問題等時代とともに変化する要素が大きいため、啓発事業は継続して実施する必要があると考えております。</p>
		50	<p>区内では「食中毒の発生はありませんでした」。ご説明からは、全体として、日々、緊張感をもって区の衛生環境保持に努めておられることが感じられて、好感をもって伺いました。</p> <p>食中毒、院内感染などで把握されている事件の発生推移を開示願います。これを指標にすべきだと思いますがいかがですか？</p>	<p>食中毒の発生状況は、過去5年間では、1件、3件、1件、2件、3件(23年度)であります。食中毒の発生は、個別要因による影響が大きく、指標とするには適切ではないと考えております。</p> <p>また、院内感染の報告数は、平成22年度、23年度4件ずつでした。</p>

分野	質問者	No.	質問	回答
生活環境衛生	富田委員	51	区内の水道の質は問題ありませんか。現状をどのように把握していますか？水道の質について、推移を開示できましたら開示願います。	水道水につきましては、東京都水道局が原水の取水から使用者への給水まで一貫して水質管理をしております。水道局では浄水処理にオゾン殺菌や活性炭処理という先端的な技術を導入し、安定した水質の水道水を供給しています。水質検査は水道法に基づいて定期的実施され基準を満たしております。詳細につきましては水道局のホームページで検査結果を閲覧できます。
	小林(省)委員	52	将来像に「安全で清潔なまち」とありますが、「安全」と「清潔」は、そうでないものを極端に嫌い、結果として自分たちと異なる者（外国人や障害者など）を排除しようという考えにつながる危険があります。その点についての注意が必要だと考えます。（意見ですが）	安全で清潔なまちは、生活衛生環境において、食や医薬品の安全、動物の飼養マナーの向上による清潔なまちづくりを目指しているものです。
		53	食の安全に関する情報共有事業はどのような人を対象にしているのでしょうか。	食の安全に関する情報共有事業は、事業者向け（食品関係登録事業者約8,600施設）と区民向けがあります。
		54	生活衛生環境という意味で「将来像」を描くには、ごみや公共のトイレの問題など、もっと多様な課題を考慮すべきではないでしょうか。（「福祉・健康」という項目から考えるとずれるかもしれませんが）。	ごみや公共のトイレの問題などは、まちづくり・環境の分野で対応しています。
	上野委員	55	検査は、事前に知らせていますか？抜き打ちですか？大変だと思いますが、抜き打ちで行うべきだと思います。また、衛生管理講習会は、とてもよい取り組みだと思います。	基本は抜き打ち検査です。

2 「コミュニティ・産業・文化」分野

分野	質問者	No.	質問	回答
地域 コミュニティ	高橋委員	56	①の町会・自治会への加入促進 のところで、町内会ごとに加入率の差異が見られるか？ 例えば入会率の高い町内会はなぜかといったその理由の分析を行って広報活動に反映しているか？	町会・自治会への加入率は、世論調査の回答を基に推計しているため、個々の町会自治会の加入率は把握していませんが、マンションの建設に伴う加入率の減少があると聞いています。 現在、町会連合会が発行している加入促進のためのパンフレットを転入届の窓口で配布、区設掲示板にポスターを掲示するなど、区としても加入促進を支援しています。 今後も効果的な広報のあり方を、町会とともに研究しながら、広報活動を進めてまいります。
	上野委員	57	①について 自治会については、活動内容や自治会費などにばらつきがあると思いますので、きちんと活動されているところは現状どおりでよいと思いますが、活動がうまくいっていないところに関しては、区の方が介入すべきだと思います。	区と町会は、お互いに連携・協力し地域福祉の向上に取り組んでいますが、町会は区とは別個の自主的住民組織です。このため、区は町会の活動に介入しませんが、町会の公共的な活動に対し様々な支援を行っています。
		58	②について 施設の整備をするのではなく、行う活動を充実させて、内容を実生活に役立つものにすれば、交流も盛んになり①の自治活動などにも積極的に参加するようになるのではないのでしょうか。	地域活動センターは、場の提供だけでなく、町会等の地域活動団体への事業支援や広聴・相談、人材育成、交流促進等を行う地域の拠点施設として運営しています。 地域活動センターの機能強化と整備を進め、町会等の活動を、さらに支援してまいります。
産業 振興		59	③について 今現在商店街として機能している地域としていない地域の数を教えてください。	現在、区内には区商店街連合会加盟の58の商店街があり、規模や催事も様々に活動しています。商店街連合会に加盟していない商店街も7ヶ所あり、なかには事実上解散したところや活動を行っていないところもあります。

分野	質問者	No.	質問	回答
生涯学習	富田委員	60	<p>区立図書館の指定管理者制度への移行についての記載が見つかりませんでした。この制度移行でどれだけ経費削減につながったのか、また、図書館利用者満足度調査など検証結果について開示願います。私は、利用者のひとりとして制度移行を大きく評価しています。</p>	<p>区立図書館の指定管理者制度導入前と導入後の図書館運営に必要な経費総額を平成21年度と22年度の決算ベースで比較すると、ほぼ同額となっております。</p> <p>指定管理者の導入により祝日や月曜日の開館など開館日の拡大及び月曜日から土曜日までの開館時間を夜9時まで、祝日・日曜日は夜7時までとするなど開館時間の延長を行い、開館時間は導入以前より約40%の増加となりました。それに伴い貸出数は378万点、予約数は141万点に増加しております。</p> <p>また、平成24年2月に実施したアンケートでは、運営サービスについて「満足」「やや満足」と答えた方が72.9%、「目的達成度については「満足」「やや満足」と答えた方が83.2%、職員についても「満足」「やや満足」と答えた方が83.2%となっております。いずれも高い評価をいただいております。</p> <p>さらに、自主事業の展開においても、民間事業者の創意工夫に基づいた講座や講演会などの事業を実施し、利用者サービスの向上が図られています。</p>
文化振興	上野委員	61	<p>美術館などの施設や史跡のギャラリーツアーの企画や森鷗外などの本の朗読会など、特に子供も参加の企画を沢山行う事で、その両親や祖父母が興味を持ち、この地域の歴史を知り学ぶことで、心も豊かになり、学力向上、家庭が健全、地域活動が活発になり、P14の観光地としても魅力のある区になると思います。まず区民が、文京区を大好きになるようになりさまざまな活動を行う事で、他の地域の方にも魅力的に映り、結果人が集まり商店が栄え、税収が増えます。いかがでしょうか？</p> <p>以前N.Yに旅行した際に美術館や博物館に、昼間は子供達がガイドさんと一緒に鑑賞し、夜は大人の方のデートや社交の場になっていました。素晴らしい資源をもっと活用すべきです。お願いいたします。</p>	<p>現在、35の博物館、美術館等により文京ミュージアムネットを構成し、区内の文化・芸術に身近に触れる機会をより多くの区民に皆様に提供するとともに、質の高い文化発信と新たな文化創造の促進を図っています。主な活動として、例年、文京ミュージアムネットマップの作成、文京ミュージアムフェスタの開催、文の京ぶらりクイズDEさんぽの実施等を行っています。今後も地域や区民の皆様に向けた芸術・文化等の発信を通じ、区民の皆様を始め多くの方々に親しまれるよう努めてまいります。</p> <p>また、次代を担う子供たちが、本物の文化・芸術に直接触れることや、創造活動に参加することなどにより、多くの体験と経験を得て、豊かな心を育めるよう、更に区と各施設間の連携を深め、小学生や中学生を対象とした積極的な事業展開と情報発信を行ってまいりたいと考えております。</p>

分野	質問者	No.	質問	回答
スポーツ振興	上野委員	62	①について 普段あまりスポーツをしない方のためにウォーキングを史跡名所をめぐるツアーと一緒に行ってはいかがですか？	スポーツの視点から捉えた「ウォーキング」は、スポーツとしての正しい歩き方と姿勢、呼吸法を認識し、個々の運動能力に応じた歩行スピードで歩くスポーツと考えられます。スポーツの視点からウォーキングの名称を使い史跡めぐりと一緒にした事業を企画するためには、ウォーキング協会等、専門家の意見等を参考にした上で、事業の詳細を構築する必要がありますので、ご提案の内容は、今後の検討課題とさせていただきます。なお、現在、類似事業として、（公財）文京アカデミーが主催し、ウォークラリー「ぶらりクイズdeさんぽ」を実施しております。この事業は、区内の名所・旧跡や寺社仏閣、博物館等をめぐる5km程度の行程を設定時間内に歩く内容となっており、自分のペースで軽い運動にもなるイベントで、普段あまりスポーツをしない方がスポーツを始めるきっかけづくりになる事業と思われまます。
交流	富田委員	63	この9月の尖閣列島をめぐる日中摩擦による区の事業への影響について、交流延期・中止などに伴う予算計上があれば開示ください。	交流、事業等の中止、延期はなく、また、特段予算を必要とする問題も生じておりません。
	上野委員	64	国際交流も大事だと思いますが、数年の間は、震災で被災された地域の交流も国際交流と同じように行えれば、よいと思います。	平成23年11月、盛岡市と本区は「石川啄木ゆかりの地」災害時における相互応援に関する協定を締結しました。さらに本年7月に地域文化交流に関する協定を締結し、両都市が、石川啄木を通じて、各種施策や事業について相互協力し、地域交流の発展に努めております。

3 「まちづくり・環境」分野

分野	質問者	No.	質問	回答
住環境	上野委員	65	<p>③について B-ぐるは、活用させていただいております。大変便利になりましたありがとうございます。協賛企業は、都バスのようにバスに看板を大きく設置してはいかがでしょうか？</p>	<p>文京区コミュニティバスB-ぐるは、行政に極力頼らない事業運営を目指しており、その取り組みの一つが協賛企業の募集です。本事業は、メリットの種類と数によって5つのコースに分かれています。企業名を車体外部に表示することは、Aコース（協賛金年額3百万円）に付与されたメリットの一つです。 また、都バスのように車体外部に大きく広告をラッピングすることも運行事業者の広告収入事業として行っており、事業収入の確保に努めております。</p>
環境保護		66	<p>素晴らしい取り組みです。清掃事業所の方々も素晴らしいです。現在困っているゴミがございましたら教えてください。</p>	<p>水銀を含んだゴミ（水銀血圧計、水銀体温計、蛍光管など）は、不燃ごみとして出してもらっていますが、一部が可燃ごみとして排出されました。その結果、清掃工場の排ガスに水銀が検出され、清掃工場が稼働停止になる案件が発生しています。 清掃工場が停止すると、復旧費用がかかるだけでなく、日々のごみ収集作業に遅れが発生したり、ごみの処理に障害が起きるなど、区民の皆様の生活にも深刻な影響を及ぼす事となります。 改めて水銀を含むごみの出し方をご確認いただき、正しい分別方法での排出にご協力をお願いします。</p> <p>スプレー缶や、ガスボンベ、ライターなど、中身が残っているまま排出されますと、清掃車やごみ処理施設での火災発生につながります。中身を使い切ってから排出していただくか、使い切らないで出す場合はビニール袋に入れ、「キケン」と表示の上、排出していただくよう、お願いします。</p>

分野	質問者	No.	質問	回答
災害対策	上野委員	67	防災対策において、どのくらいの備蓄を行っておりますか？また災害の際に区民避難以外に文京区にある学校や企業に対しての通達などは、行う予定でございますか？教えてください。	約42,000人の避難者を想定して、避難所となる小・中学校に併設されている備蓄倉庫等に、食料、生活必需品や応急対策用資器材を備蓄しています。 また、災害時は防災行政無線やエリアメール等を活用し、区民等に対して、様々な災害情報の伝達を行います。企業や学校に対しては、自社（舎）内での待機、備蓄等をお願いしているところです。
防犯・安全対策		68	②について 交通量の少ない道路に長時間駐車しているカ所が多く存在し、そのような道に信号が無い交差点がいくつもありまして、交差点を渡る際にこの駐車している車に視界を遮られ確認ができないため、車にぶつかりそうになっている子供やご老人をよく見かけます。（交差点に入らないと横から来る車がいるかいないか車が邪魔で確認できないため）このような道の存在することをご存知ですか？	区内の道路において、荷捌き等による長時間駐車が散見されることは認識しております。路上駐車車両の取締りは、交通管理者である警察が所管しており、区民の皆様より具体的な場所の相談があった場合には、所轄警察署に指導・警告を要請しています。

4 「行財政運営」分野等

分野	質問者	No.	質問	回答
行財政運営	富田委員	69	指標③「公募区民委員が25%以上を占める審議会等の割合」 情報公開や市民参加の推進など、透明性向上に文京区が、日ごろ努力されていることは理解しています。しかし、ここに「指標」として、「公募による区民委員の割合25%以上」というものがあることを知り、恥ずかしいと思いました。「公募による区民委員の割合75%以上」の間違いではないかと思っただけです。	本区において設置している審議会等には、それぞれ目的があり、中には高い専門性が求められるもの、関係機関同士の連携を目的としているものなどもあります。 委員の構成は、当該会議体の性質に応じたものとなっております。同じく区民委員であっても、関係団体を代表してご参加いただく方や、関係機関、専門機関を代表してご参加いただく方等、様々です。 「区民参画の手続に関する指針」においては、これを前提とした上で、区民参画を推進するため、公募区民委員の割合について、25%達成しようとしたものであり、純粋に公募区民委員のみで75%を占める構成の会議体を原則とするのは、かえって審議会等の設置目的にかなうものとならず、現実的には難しいものと考えております。

分野	質問者	No.	質問	回答
行財政運営	富田委員	70	審議会等はいくつ存在しますか？ 個別に公募による区民委員の割合を開示願います。また、個別に、委員報酬について開示願います。	審議会等の数及びその構成については、別紙1「審議会等構成員調査結果」をご参照ください。 全ての委員報償について、再調査をかけ、個別にお示しすることは、現時点では困難ですが、区が定める歳出予算見積方針において、会長は1回25,000円、学識経験者・専門委員（副会長を含む）は1回20,000円、住民代表は1回2,000円としておりますので、当該基準に基づき、それぞれ報償を決定しているものと考えます。
		71	予算未消化になった部分はどのように処理されていますか？	例年2月の補正予算で執行残を減額補正しており、予算額と決算額との差（不用額）を少なくしています。決算による（歳入－歳出）剰余金については、2分の1を財政調整基金に積み立て、残余は区民サービスに必要な施策に補正予算で適切に予算化を図るほか、施設改修等の将来の財政需要に備えて、積立金として活用しています。
		72	民間委託や取り進め方変更など、職員の創意工夫によるコスト削減努力は、区役所ではどのように評価されていますか？人事評価とリンクしていますか？	業績評価制度は、1年間の仕事の成果である「業績」と、職務遂行の過程で発揮された能力と取組姿勢である「プロセス」について評定しています。 区役所の業務はさまざまあるため、コスト面の取組を直接の評価基準にしているものではありませんが、職員一人ひとりが年間の担当職務を割り振られる中で、担当職務において、ご質問内容のような取組をした場合には、その成果とプロセスが評価の対象となります。

分野	質問者	No.	質問	回答																																																																		
行財政運営	富田委員	73	<p>総事業費のなかで、いわゆる非裁量（国や都からの指示で行っているもの）事業金額の割合はどの程度ですか？大項目の4つの事業別に開示願います。</p>	<p>実施計画事業245事業のうち、国庫支出金及び都支出金の対象事業は67事業です。国及び都支出金は、負担金、補助金、委託金に分類され、このうち、負担金と委託金が区の裁量の余地が少ないものとなります。国庫負担金570,492千円に係る歳出額は1,125,336千円、都負担金272,421千円に係る歳出額は1,089,684千円、都委託金1,797千円に係る歳出額は2,487千円で合計として2,217,507千円となり、総事業費に占める割合は10.7%となります。</p> <p>○負担金 生活保護費負担金など、法令によって地方公共団体に実施を義務付けられたもの。</p> <p>○補助金 幼稚園就園奨励費補助金など、奨励的、財政援助的な意味をもって交付されるもの。</p> <p>○委託金 選挙執行委託金など、地方公共団体に義務付けられた事務で、執行の便宜上地方公共団体に委託して行われるもの。</p> <p style="text-align: right;">【単位：千円】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">体系</th> <th rowspan="2">事業数</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th rowspan="2">国・都支出金</th> <th colspan="6">内 訳</th> </tr> <tr> <th>国庫負担金</th> <th>国庫補助金</th> <th>国庫委託金</th> <th>都負担金</th> <th>都補助金</th> <th>都委託金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育て・教育</td> <td>20 事業</td> <td>11,492,644</td> <td>1,851,435</td> <td>519,630</td> <td>570,918</td> <td>0</td> <td>259,815</td> <td>501,072</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>福祉・健康</td> <td>26 事業</td> <td>3,445,489</td> <td>837,585</td> <td>50,862</td> <td>90,008</td> <td>0</td> <td>12,606</td> <td>682,312</td> <td>1,797</td> </tr> <tr> <td>コミュニティ・産業・文化</td> <td>6 事業</td> <td>1,000,920</td> <td>412,292</td> <td>0</td> <td>248,792</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>163,500</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>まちづくり・環境</td> <td>15 事業</td> <td>4,737,047</td> <td>1,690,025</td> <td>0</td> <td>1,465,083</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>224,942</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>67 事業</td> <td>20,676,100</td> <td>4,791,337</td> <td>570,492</td> <td>2,374,801</td> <td>0</td> <td>272,421</td> <td>1,571,826</td> <td>1,797</td> </tr> </tbody> </table>	体系	事業数	事業費	国・都支出金	内 訳						国庫負担金	国庫補助金	国庫委託金	都負担金	都補助金	都委託金	子育て・教育	20 事業	11,492,644	1,851,435	519,630	570,918	0	259,815	501,072	0	福祉・健康	26 事業	3,445,489	837,585	50,862	90,008	0	12,606	682,312	1,797	コミュニティ・産業・文化	6 事業	1,000,920	412,292	0	248,792	0	0	163,500	0	まちづくり・環境	15 事業	4,737,047	1,690,025	0	1,465,083	0	0	224,942	0	合計	67 事業	20,676,100	4,791,337	570,492	2,374,801	0	272,421	1,571,826	1,797
		体系	事業数	事業費					国・都支出金	内 訳																																																												
国庫負担金	国庫補助金				国庫委託金	都負担金	都補助金	都委託金																																																														
子育て・教育	20 事業	11,492,644	1,851,435	519,630	570,918	0	259,815	501,072	0																																																													
福祉・健康	26 事業	3,445,489	837,585	50,862	90,008	0	12,606	682,312	1,797																																																													
コミュニティ・産業・文化	6 事業	1,000,920	412,292	0	248,792	0	0	163,500	0																																																													
まちづくり・環境	15 事業	4,737,047	1,690,025	0	1,465,083	0	0	224,942	0																																																													
合計	67 事業	20,676,100	4,791,337	570,492	2,374,801	0	272,421	1,571,826	1,797																																																													
74	<p>上記の非裁量の事業は、区職員の創意工夫の余地がないものと理解して良いですか？</p>	<p>国及び都からの負担金、委託金を対象としている事業は、国、都が主導している事業といえるが、事業の執行に当たっては執行方法など、職員が絶えず工夫を行っています。</p>																																																																				

分野	質問者	No.	質問	回答
行財政運営	上野委員	75	行政の方々は、とても頑張ってくださっていると思います。区民のライフラインであり、さまざまな取り組みのきっかけ作りをしていただき、区民も区役所も一緒に繁栄していけたらと思います。職員の方の年齢別の人数がおわかりになりましたら、教えてください。平均年収や退職金などは、区民に公開されているのでしょうか？教えてください。	年齢別職員数（別紙2参照） 職員1人当たりの給与費や退職手当は、区報等で公表しています。 職員1人当たりの給与費は674万2千円です。（平成22年度） また、退職手当の1人当たり平均支給額は、自己都合退職231万8千円、勸奨・定年退職2,446万円です。（平成22年度） なお、平成23年度分は、12月に公表予定です。
全体を通して	富田委員	76	この実現度評価作業結果と所管される部署（および所属長）の評価は、リンクしていますか、それとも、リンクしていないのですか？リンクしていないのであれば、部署（および所属長）の評価は何に基づいて行われていますか？	指標を設定した施策について、担当課による評価を行った後、分野ごとに所管部長及び課長で構成する分科会において、今後の方向性等を検討し、中項目それぞれについて評価したものを、区民協議会にお示ししています。 本区民協議会でのご意見をいただいた後、最終的な評価として、議会へと報告しておりますので、その意味において、区の評価と区民協議会での審議内容は当然にリンクしています。

5 その他

分野	質問者	No.	質問	回答
その他	富田委員	77	予算未消化部分を裏金処理している部署はありませんか？	予算の未執行部分については適正に会計処理をしており、裏金処理をしているような事実はありません。
		78	裏金発覚件数推移を開示願います。	過去にも裏金処理をしていたという事実はありません。
		79	随意契約は存在しますか？年度ごとの件数、金額などを開示願います。存在する場合は、その理由を開示願います。また、入札資格を厳しくしたりした形だけの競争入札であると疑われる契約はありませんか？	随意契約は、地方自治法施行令に規定する場合に限定して行っており、契約管財課が契約締結した件数は、平成23年度で948件です。理由は、予定価格が一定の金額の範囲にあるもの、性質又は目的が競争入札に適しないもの、福祉関係施設等との契約によるもの等があります。
		80	いわゆる区職員の天下り団体（あるかどうか知りませんが）との契約関係はどのようになっていますか？年度ごとの件数、金額を開示願います。	天下り団体は存在しません。

分野	質問者	No.	質問	回答																																			
その他	富田委員	81	国、都職員の天下りの区関係団体役員などへの受け入れ状況（あるかどうか知りませんが）を開示ください。	ご質問のような受入れは行っていません。																																			
		82	利益相反の可能性のある役職兼任はありませんか？（審議会委員を含む）	ご質問のような役職兼任はありません。																																			
		83	区職員の逮捕や懲戒など不祥事の件数推移を開示願います。	懲戒処分件数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>免職</th> <th>停職</th> <th>減給</th> <th>戒告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>22</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	年度	免職	停職	減給	戒告	18			2	4	19		1	1	5	20			1	1	21					22		1		1	23	1			1
		年度	免職	停職	減給	戒告																																	
		18			2	4																																	
19		1	1	5																																			
20			1	1																																			
21																																							
22		1		1																																			
23	1			1																																			
84	不祥事発覚した場合の、職員氏名の公表の基準を開示願います。	懲戒処分のうち、免職処分又は詐欺・横領事件等社会に及ぼす影響が大きい事案は、氏名等の個人情報公表することができる、としています。																																					
85	行政運営全般に関して、「監査事務局長」の所見をお伺いしたいと思います。	各種監査及び決算審査等を通じて、合規性の観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点から、概ね適正に行政運営が行われていると認識しています。																																					

※ その他のご意見・ご感想

[富田委員]

幹部職員の皆様は、日ごろ、何に苦しんで、悩みながら、仕事に取り組んでいるのでしょうか。幹部職員の方々の本音を伺いたいと思っています。

[上野委員]

はじめに素晴らしい取り組みを区民の為にされていらっしゃる区役所の皆様に感謝いたします。さらに皆様のお力により、日本を代表する素晴らしい文京区になる事を願っております。

そこで基本構想のすべてにおいてお願いしたいがございます。

今までの規制概念（違う課が一緒に行動できない等）にとられる事なく、計画項目の枠を超えて、複合的な施策により低コスト高効果を実現できる取り組みを行ってほしいと考えております。

例えば、孤独になっているお年寄りに母子父子家庭や子育て疲れに悩む家庭のサポートに少しの時間入ってもらう事や定年退職された方に商売のプロの方がいれば商店街のサポートをしてもらったり、技術屋の方がいれば工作教室、ロボット教室、料理好きの方なら料理教室開催など。

違う年齢層の人達を交流させる取り組みをすれば、認知症にならない元気なお年寄りの方もうつになりそうなギリギリのところで生きている成人も非行にはしる事より今何をすべきか分る青少年も人の愛情を感じる精神の安定した子供達もみんなが心豊かな人生を送る事で心に余裕が生まれ、他人を思いやり、健全な思いや行動をとり、治安が良くなりよく働くので税収が増え、地域愛から災害に対する備えを行えるようになり、よい行政をつくりあげられると思います。よろしく願いいたします。

資料2 審議会等構成員調査結果

平成23年11月1日現在 企画課調査

凡例

記号	○	×	/	—
議事録の公開	公開している	公開していない	作成していない	(部会など)設置なし
傍聴	傍聴可能	傍聴不可能	規定していない	(部会など)設置なし

I 行政委員会（地方自治法第180条の5参照）

※網掛け欄の数字は女性委員数(内数)

No.	名称	担当課	根拠法	区議	三役	部課長	行政機関等	関係団体	公募区民	学識経験者	その他	合計	女性比率	その他の内訳等	公募区民委員を採用していない理由	議事録の公開		傍聴		参画率に関するコメント (女性の割合の少ない理由等)	保育
																全体会	部会	全体会	部会		
1	教育委員会	庶務課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律		1					4	1	5	20.0		選任にあたっては議会の同意が必要なため	○	—	○	—		
2	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	地方自治法							4	4	4	0.0		選任にあたっては議会の議決が必要なため	○	—	○	—	議会の選挙により選ばれるため	
3	監査委員	監査事務局	地方自治法	1						2	1	3	33.3		選任にあたっては議会の同意が必要なため	○	—	/	—		
			小計	1	1	0	0	0	0	6	4	12	16.7								
				1	0	0	0	0	0	1	0	2									

II 法律・条例により設置されている附属機関（地方自治法第138条の4、第202条の3参照）

※網掛け欄の数字は女性委員数(内数)

No.	名称	担当課	根拠法	区議	三役	部課長	行政機関等	関係団体	公募区民	学識経験者	その他	合計	女性比率	その他の内訳等	公募区民委員を採用していない理由	議事録の公開		傍聴		参画率に関するコメント (女性の割合の少ない理由等)	保育
																全体会	部会	全体会	部会		
4	文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会	広報課	文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例	1				3	2	1	1	8	0.0	人権擁護委員1		○	—	○	—	関係団体に対し女性も推薦していただけるよう依頼はしている	設置なし
5	特別職報酬等審議会	総務課	文京区特別職報酬等審議会条例					3	2		5	10	30.0	弁護士1、労組代表2、納貯代表1、青年会議所代表1		○	—	○	—	団体からの推薦者に女性が少ないため	設置なし
6	財産価格審議会	契約管財課	文京区財産価格審議会条例	5	1	2				2		10	30.0	専門性が高いため	×	—	/	—	区議は議長の推薦、行政機関は職にある者を充てるため	必要とする委員はいない。	
7	文京区国民保護協議会	危機管理課	国民保護法	2	3	13	16	12		4		50	12.0	法に定める委員構成の趣旨によるため	○	/	○	/	学識経験者を除き、関係機関等の代表者で構成されるため	必要とする委員はいない。	
8	「文の京」安全・安心まちづくり協議会	危機管理課	文京区安全・安心まちづくり条例			2	6	16	8	2		34	35.3			○	/	○	/	公募委員を除き、関係機関等の代表者で構成されるため	必要とする委員はいない。
9	市町村防災会議	防災課	災害対策基本法	3	3	13	21	8				48	10.4	条例により、地域防災計画の作成・実施及び災害発生時には情報収集の活動をするため、公募委員はなじまない。	○	—	/	—	防災関係機関等の代表者によって構成されるため	必要とする委員はいない。	
10	文京区消防団運営委員会	防災課	特別区の消防団の設置等に関する条例	6	1		2	2		4		15	26.7	都条例により組織が決まっているため	/	—	/	—	防災関係機関等の代表者によって構成されるため	必要とする委員はいない。	
11	民生委員推薦会	高齢福祉課	民生委員法	2		2	4	4		2		14	35.7	委員構成は民生委員法で定められているため	/	—	×	—			
12	文京区障害者介護給付等の支給に関する審査会	障害福祉課	障害者自立支援法					1		1	8	10	50.0	医師2、看護師1、理学療法士1、作業療法士1、社会福祉士2、精神保健福祉士1	高度な専門性を要するため	×	×	×	×	会議は非公開で、委員には保育の必要がない。	
13	介護認定審査会	介護保険課	介護保険法				6	29	5	6		46	41.3			×	×	×	×	委員の一部は関係団体からの推薦のため	会議は非公開で、委員に関しては子どもの同伴を想定していない。
14	国民健康保険運営協議会	国保年金課	国民健康保険法	7				17				24	37.5	被保険者代表7 保険者代表3 保険医7	地域、業種、所得階層等が偏らないように公募選出することが困難なため	○	—	/	—	委員の一部は関係団体のあて職になるため	委員について保育の要望はない。
				3			6					9									

No.	名称	担当課	根拠法	区議	三役	部課長	行政 機関等	関係 団体	公募 区民	学識 経験者	その他	合計	女性 比率	その他の内訳等	公募区民委員を 採用していない理由		議事録の公開		傍聴		参画率に関するコメント (女性の割合の少ない理由等)	保育
															全体会	部会	全体会	部会	全体会	部会		
15	青少年問題協議会	児童青少年課	文京区青少年問題協議会条例	8	2	1	7			25		43	18.6		青少年関係団体相互の連絡調整的要素が強いため	○	○	○	／		委員の一部は関係団体のあて職になるため	
16	地域保健推進協議会	生活衛生課	地域保健法				2	16	5	4		27	37.0	保健所利用二団体代表者1		○	—	○	—		委員及び傍聴者に保育の希望がない。	
17	興行場法旅館業法及び公衆浴場法運営協議会	生活衛生課	文京区興行場法旅館業法及び公衆浴場法運営協議会条例			2	4	3		2	4	15	0.0	小・中学校PTA代表各1、青少年対策地区委員2	事業発生後緊急に開催するため(公募の期間がない)	／	—	／	—		関係機関等の代表者で構成されているため	会議は非公開で、委員には保育の必要がない。
18	公害健康被害認定審査会	予防対策課	公害健康被害の補償等に関する法律			2		8		3		13	7.7		医学・法学に高度の専門性を要するため	×	—	×	—		会議は非公開で、委員には保育の必要がない。	
19	大気汚染障害者認定審査会	予防対策課	文京区大気汚染障害者認定審査会条例			1		3		1		5	0.0		医学的に高度の専門性を要するため	×	—	×	—		会議は非公開で、委員には保育の必要がない。	
20	公害診療報酬審査会	予防対策課	文京区公害診療報酬審査会条例					5		1		6	16.7		医学・薬学的に高度の専門性を要するため	×	—	×	—		会議は非公開で、委員には保育の必要がない。	
21	文京区感染症審査協議会	予防対策課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律							13		13	7.7	感染症部会、結核部会あり	医学・薬学的に高度の専門性を要するため	×	×	×	×			
22	都市計画審議会	計画調整課	文京区都市計画審議会条例	7			3		3	3		16	12.5			○	—	○	—		区議は議長の推薦、行政機関は職にある者を充てるため	設置なし
23	文京区景観審議会	計画調整課	文京区景観条例	6		4			5	5		20	40.0			○	—	○	—		公募区民委員については、選挙の結果であるため	設置なし
24	建築審査会	指導課	建築基準法							6		6	0.0		高度の専門性を要するため	○	—	○	—			
25	建築紛争調停委員会	指導課	文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例							3		3	33.3		高度の専門性を要するため	／	—	×	—			
26	文京区リサイクル清掃審議会	リサイクル清掃課	文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例				13	5	3	1		22	50.0	臨時委員		○	○	○	○		新たな審議会を設置する際に、男女いずれか一方の性に偏らないよう努力する。	
27	奨学生選考委員会	庶務課	文京区奨学資金に関する条例			5				2		7	14.3	区立学校長2	個人情報を取り扱うため	／	—	／	—		委員は、庁内の管理職及び区立中学校長の充て職となるため	会議は非公開で、委員には保育の必要がない。
28	文化財保護審議会	庶務課	文京区文化財保護条例						7			7	14.3		高度な専門性を要するため	○	○	○	○		任期改選の際には、男女いずれか一方の性に偏らないよう努力する。	保育の必要量が事前に把握できないため実施していない。
29	教育センター運営委員会	教育センター	文京区教育センター条例							9		9	44.4	校長園長9	小・中学校長及び幼稚園長による組織運営のため	／	—	／	—		小・中学校長及び幼稚園長から選出されるため	
			小計	47	10	47	71	143	35	98	30	481	24.9									
				14	0	12	8	38	19	19	10	120										

Ⅲ 設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等

※網掛け欄の数字は女性委員数(内数)

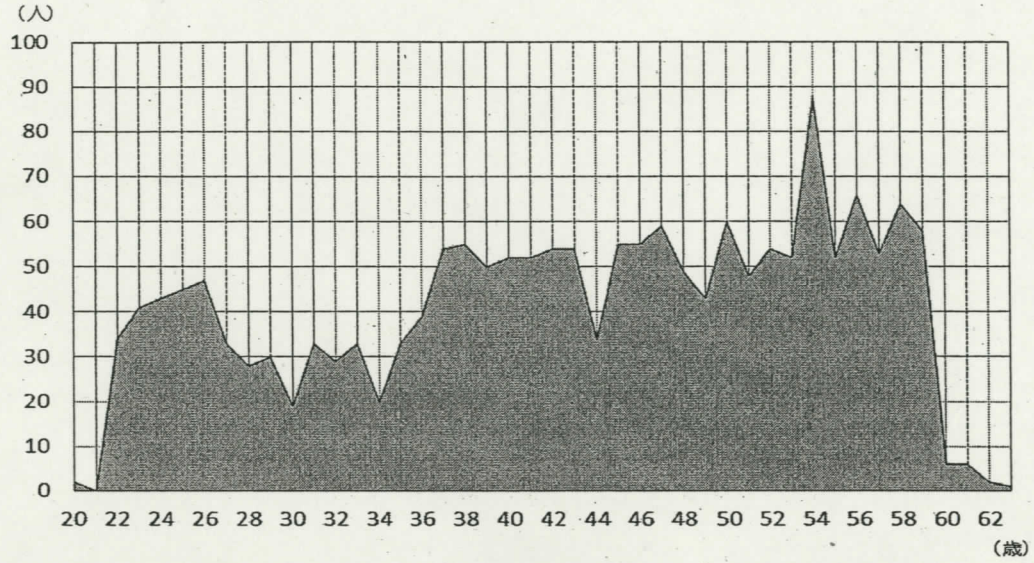
No.	名称	担当課	根拠法	区議	三役	部課長	行政 機関等	関係 団体	公募 区民	学識 経験者	その他	合計	女性 比率	その他の内訳等	公募区民委員を 採用していない理由		議事録の公開		傍聴		参画率に関するコメント (女性の割合の少ない理由等)	保育
															全体会	部会	全体会	部会	全体会	部会		
30	文京区基本構想推進区民協議会	企画課	文京区基本構想推進区民協議会設置要綱					12	10	2		24	41.7			○	—	○	—		団体推薦は、当該団体の考え方によるため	事前の予約により保育を実施している。

No.	名称	担当課	根拠法	区議	三役	部長	行政 機関等	関係 団体	公募 区民	学識 経験者	その他	合計	女性 比率	その他の内訳等	公募区民委員を 採用していない理由		議事録の公開		傍聴		参画率に関するコメント (女性の割合の少ない理由等)	保育
															全体	部会	全体	部会	全体	部会		
31	文京区行財政改革区民協議会	企画課	文京区行財政改革区民協議会設置要綱					9	8	2		19	21.1			○	—	○	—	団体推薦は、当該団体の考え方によるため	事前の予約により保育を実施している。	
32	文京区新たな公共の担い手専門家会議	企画課	文京区新たな公共の担い手専門家会議設置要綱							3	2	5	0.0	実務経験者 2	専門性が必要とされるため	○	—	×	—	特定の職に対し委員をあてているため	設置なし	
33	文京区情報公開及び個人情報保護審査会	広報課	文京区情報公開及び個人情報保護審査会条例					1		1	3	5	20.0	弁護士2 行政経験1	高度の専門性を要するため	×	—	×	—	次回任期更新時には、性別が偏らないよう努力する	設置なし	
34	メディアパートナー会議	広報課	メディアパートナー設置要綱						20			20	60.0			○	○	○	○		委員に保育の必要がない。	
35	表彰審査会	総務課	文京区表彰規則	2	2	15						19	15.8		個人情報を取り扱うため	/	—	/	—	委員はあて職となっているため	会議は非公開で、委員には保育の必要がない。	
36	文京区公私立幼稚園連絡協議会	総務課	文京区公私立幼稚園連絡協議会要綱			1	7				10	18	61.1	私立幼稚園長6 区立幼稚園長4	関係団体との連絡調整を図ることが目的のため	要旨 ○	—	○	—		設置なし	
37	文京区コミュニティバスBーぐる沿線協議会	区民課	文京区コミュニティバスBーぐる沿線協議会設置要綱			1		14	3	1	1	20	15.0	Bーぐるに関し調査研究等の実績がある区民		要旨 ○	—	/	—	団体推薦は、当該団体の考え方によるため		
38	文京区技能名匠者審査会	経済課	文京区技能名匠者認定事業実施要綱			2		4		2	1	9	11.1	東京商工会議所文京支部	個人情報を取り扱うため専門性を要するため	—	—	—	—	団体推薦は、当該団体の考え方によるため		
39	文京区地域福祉推進協議会	高齢福祉課	文京区地域福祉推進協議会設置要綱					19	8	4		31	48.4			○	○	○	○	団体推薦は、当該団体の考え方によるため	事前の予約により保育を実施している。	
40	文京区老人ホーム入所判定委員会	高齢福祉課	文京区老人ホーム入所判定委員会設置要綱			1	6				3	10	50.0	医師2 福祉施設長1	厚生省社会局長通達により委員構成が定められているため	×	—	×	—			
41	文京区障害者地域自立支援協議会	障害福祉課	文京区障害者地域自立支援協議会要綱			2	5	9		2		18	44.4		個人情報を取り扱うため設置の目的が公募になじまないため	○	—	○	—		現時点では必要とする委員がいない。	
42	自立支援センター文京寮運営連絡協議会	生活福祉課	自立支援センター文京寮運営連絡協議会会則			2	3	2			7	14	35.7	地元町会6、運営法人1	施設設置の地元意見を反映するため	○	—	/	—			
43	文京区地域包括ケア推進委員会	介護保険課	文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱					15	4	1		20	50.0			○	—	○	—			
44	文京区柔道整復療養費調査会	国保年金課	文京区柔道整復療養費調査会設置要綱							3		3	0.0		専門性が必要とされるため	/	—	×	—	団体推薦は、当該団体の考え方によるため		
45	文京区はり、きゅう及びあんま・マッサージ療養費調査会	国保年金課	文京区はり、きゅう及びあんま・マッサージ療養費調査会設置要綱							3		3	0.0		専門性が必要とされるため	/	—	×	—	団体推薦は、当該団体の考え方によるため		
46	文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会	保育課	文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱			4		2		6	2	14	35.7	園児又は保護者の代表 2	高度の専門性を要する上、設置目的が公募になじまないため	○	/	○	×	委員全員の推薦により、次の委員が決定されるため	現時点では保育の必要がない。	
47	文京区男女平等参画推進会議	男女協働・子ども家庭支援センター担当課	文京区男女平等参画推進会議設置要綱					6	4	3		13	46.2			○	—	○	—	公募区民委員選考要領に性別に関する定めはなし	事前の予約により保育を実施している。	
48	文京区保健衛生連絡協議会	生活衛生課	文京区保健衛生連絡協議会要綱			5		6				11	18.2		当該団体との連絡調整を図る会議のため	×	×	/	/	特定の職に対し委員をあてているため		

No.	名称	担当課	根拠法	区議	三役	部課長	行政 機関等	関係 団体	公募 区民	学識 経験者	その他	合計	女性 比率	その他の内訳等	公募区民委員を 採用していない理由	議事録の公開		傍聴		参画率に関するコメント (女性の割合の少ない理由等)	保育
																全体会	部会	全体会	部会		
49	文京区歯科衛生連絡協議会	生活衛生課	文京区歯科衛生連絡協議会要綱			5		6				11	18.2		当該団体との連絡調整を図る会議のため	×	—	／	—	特定の職に対し委員をあてているため	
50	文京区献血推進協議会	生活衛生課	文京区献血推進協議会要綱	2	3	2		22				29	48.3		当該団体との連絡調整を図る会議のため	×	—	／	—		
51	文京区災害医療運営連絡会	生活衛生課	文京区災害医療運営連絡会設置並びに運営要綱			1	2	12				15	13.3		当該団体との連絡調整を図る会議のため	×	—	／	—	特定の職に対し委員をあてているため	
52	文京区薬事衛生連絡協議会	生活衛生課	文京区薬事衛生連絡協議会要綱			2		4				6	16.7		当該団体との連絡調整を図る会議のため	×	—	／	—	特定の職に対し委員をあてているため	
53	文京区地域医療連携推進協議会	健康推進課	文京区地域医療連携推進協議会設置要綱			1	1	5		4	4	15	13.3	区内大学附属病院4	専門性が必要とされるため	○	—	○	—	団体、大学病院は、当該団体の考え方によるため。	現時点では必要とする委員がない。
54	文京区地域医療連携推進協議会小児初期救急医療検討部会	健康推進課	文京区地域医療連携推進協議会設置要綱			1	1	2		1	6	11	45.5	区内大学附属病院4区民代表2	専門性が必要とされるため	—	○	—	○		現時点では保育の必要がない。
55	文京区地域医療連携推進協議会障害者歯科検討部会	健康推進課	文京区地域医療連携推進協議会設置要綱			1	1	4		1	2	9	44.4	区民代表2	専門性が必要とされるため	—	○	—	○		現時点では保育の必要がない。
56	文京区地域医療連携推進協議会在宅医療検討部会	健康推進課	文京区地域医療連携推進協議会設置要綱			1	2	9		2	4	18	50.0	区内大学附属病院4	専門性が必要とされるため	—	○	—	○		現時点では保育の必要がない。
57	文京区予防接種健康被害調査委員会	予防対策課	文京区予防接種健康被害調査委員会要綱			1		4		1		6	33.3		個人情報を取り扱うため	×	—	×	—	団体推薦は、当該団体の考え方によるため	
58	文京区景観計画検討委員会	計画調整課	文京区景観計画検討委員会設置要綱			8			5	6		19	21.1			○	—	○	—	公募区民については、選考の結果であるため。	設置なし
59	文京区交通安全協議会	管理課	文京区交通安全協議会規約	4	2	1	10	12				29	17.2		実施機関の代表者による組織運営のため	／	／	／	／		
60	文京区結核対策委員会	学務課	文京区結核対策委員会設置要綱			2	4	4		1		11	45.5		高度の専門性を要するため個人情報を取り扱うため	×	—	×	—		
61	文部科学大臣表彰等審査会	学務課	文部科学大臣表彰推薦要項・東京都功労者表彰推薦要項・東京都教育委員会表彰等取扱要綱				3	9				12	8.3		関係団体の代表者による組織運営のため	×	—	×	—	団体推薦は、当該団体の考え方によるため	
62	文京区就学相談委員会	教育指導課	文京区就学相談委員会設置要綱			2	10			6	54	72	58.3	校園長教諭60	個人情報を取り扱うため高度の専門性を要するため	×	×	×	×		委員に保育の必要はない。
63	文京区特別支援教育振興委員会	教育指導課	文京区特別支援教育振興委員会要綱			4	2				13	19	31.6	小・中学校長13	高度の専門性を要するため	要旨○	要旨○	×	×		委員に保育の必要はない。
64	教科用図書審議会	教育指導課	文京区立学校教科用図書採択実施要綱			1		2	2		4	9	11.1	中学校長4教科書改訂に伴い、23年度は中学校のみ実施。次回は小学校26年度、中学校27年度の子定		時限非○	—	×	—		現時点では保育の必要がない。
				8	8	72	50	194	64	55	116	567									
			小計	1	0	24	26	55	34	11	55	206	36.3								
			合計	56	19	119	121	337	99	159	150	1,060	30.9								
				16	0	36	34	93	53	31	65	328									

(3) 職員構成

① 年齢別職員数 (平成 23 年 4 月 1 日現在)



年齢(歳)	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	総計
人数(人)	2	0	34	41	43	45	47	33	28	30	19	33	29	33	20	33	39	54	55	50	52	52	54	54	34	55	55	59	49	43	60	48	54	52	88	52	66	53	64	58	6	6	2	1	1,785